

# KSLO NEWS LETTER

Contents	▶ TOPICS 01	「英文契約書の活用による収益アップ」	弁護士/ニューヨーク州弁護士 栗林 勉
	▶ TOPICS 02	「入所のご挨拶」	弁護士 杉山 智彦
	▶ COLUMN	「配偶者居住権とは」	秘書・パラリーガル 三浦 佑梨
	▶ KSLO NEWS	第2回 国際取引セミナー / 「従業員支援プログラム」のご案内	

## TOPICS 01

### 英文契約書の活用による収益アップ

弁護士/ニューヨーク州弁護士 栗林 勉



人口の減少社会において今後日本国内の市場は著しくシュリンクしていく可能性がある一方で、経済のグローバル化に伴い、日本企業の海外展開は徐々に増えてきている状況にあります。日本の中小企業が海外展開（海外市場でモノやサービスの提供を行うという意味でアウトバウンドといいます）を行うにはいくつかの段階が含まれます。法律の観点から見た場合、次のような活動が行われることとなります。

第1に、日本から輸出した商品を海外で販売していく活動です。日本企業は海外企業との間で秘密保持契約書を作成して、互いの秘密事項を確認しながら海外進出についての協力関係を保ち、海外進出の可能性を検討していくこととなります。市場性についての調査は、フィージビリティスタディといえます。ある程度の可能性が見つかり、現地での販売を行う場合には、現地の許認可手続きや商標の登録、特許侵害の有無を含む法令の調査などが必要となります。また、日本国内から直接海外の顧客・消費者に対して商品を販売することが難しい場合もありますので、現地の代理人や販売店を指定して、商品を売ってもらうこととなります。現地の代理人や販売店との間においては、販売代理店契約 (Distributorship Agreement) やエージェント契約書 (Agent Agreement) を作成することとなります。また、商品の売買については、売買基本契約書 (Basic Sale & Purchase Agreement) を締結することとなります。

現地での販売がある程度成功した段階で、次のステージとして、現地に子会社を設立したり、現地の会社との間においてジョイントベンチャーを設立することとなります。この段階では、会社の設立手続きやJV契約書の作成が必要となります。また、従業員を雇用したり、顧客との標準契約書を作成することなどが必要となります。この段階では一定の資本の投資が行われます。海外企業との間で資本業務提携契約書が作成されることもあります。

最後の段階は、現地に工場を設立し、現地での製造販売を行っていくこととなります。原材料の輸出に関する売買契約や、技術の移転に関するライセンス契約の作成などが問題となってきます。

当事務所は設立以来日本の中小企業の海外進出を支援してきました。各種英文契約書を作成するだけでなく、依頼者の皆様の個別の要望に基づき、契約書を修正したり、好ましい条項案のご提案をすることが可能です。また必要により現地の会社様と協議交渉を行い、貴社に代わって契約条項の確定や契約書の締結準備を進めてまいります。

当法律事務所の活動内容を多くの皆様にご覧いただくために、英文契約書の作成・交渉に関する連続セミナーを行いたいと思いますので、できるだけ多くの皆様にご参加よろしくお願いいたします。

## 入所のご挨拶



弁護士 杉山 智彦

本年8月より、栗林総合法律事務所にて執務を開始することとなりました杉山智彦と申します。中央大学法科大学院を修了後、司法修習を経て、2017年1月、弁護士登録と同時に一部上場企業に入社し、約2年半にわたり企業内弁護士として勤務いたしました。

前職では、各種契約書の作成・レビュー業務を中心に、合併会社設立、法務デューデリジェンスを含むM&A対応、プロジェクトファイナンス対応、株主総会対応等、コーポレート関係の業務に幅広く携わっておりました。ビジネスの初期段階から関与し、法的リスクを検討するとともに適切な対処をするなど、一当事者として案件に深く携わることができました。また、取締役や執行役員をはじめ、ビジネス現場担当の皆様と密になって案件に取り組み、ビジネス感覚を養うこともできました。これらは、法律事務所の弁護士ではなかなか経験することができないもので、大変貴重な経験をさせて頂いたと思っております。

これまで企業内弁護士として培った知識、経験を活かし、各種契約書の作成・レビューから労務対応、M&A対応、株主総会対応、訴訟対応等の国内企業法務・国際企業法務を中心に、幅広い法的サービスを提供して参ります。クライアントの皆様へ寄り添って、クライアントの皆様と一緒にビジネスを発展させていく所存でございます。

また、来年4月の民法改正、そして、今後予定されている会社法改正等、重要な法律の改正が続きます。クライアントの



皆様のビジネスに支障がないよう、法律改正対応についてもサポートさせて頂きますので、お気軽にお声掛け頂ければ幸いです。

今後ともご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、少し趣味のお話でもさせて頂こうかと思います。多少なりとも、私のことを知って頂ければ幸いです。趣味は、旅行、テニス、スポーツ観戦、神社仏閣巡り等です。

旅行は、国内海外どちらも好きですが、死ぬまでに47都道府県全ての地に足を踏み入れたいという密かな目標を立てております（現在30都道府県ぐらい達成しております。西日本方面にはあまり行けておりませんので、今後の課題です）。テニスは、小学校高学年からはじめ、中学、高校、大学とテニスに没頭しておりました。そのため、学生時代は今では想像できないほど真っ黒に日焼けしておりました。

スポーツ観戦は、テニスはもちろん野球、サッカー、相撲等々、様々なスポーツを観ます。最近は、生でスポーツ観戦できておりませんので、来年は何らかのスポーツを生で観戦したいと思っております。ただ、残念ながらオリンピックのチケットは外れてしまいました。

神社仏閣は、都内をはじめ、国内の旅先で巡っております。数年前から御朱印を頂くようになりました。参拝の証として、良い思い出になっております。おすすめの神社仏閣等ありましたら、教えて頂ければ幸いです。

## 配偶者居住権とは

秘書・パラリーガル 三浦 佑梨



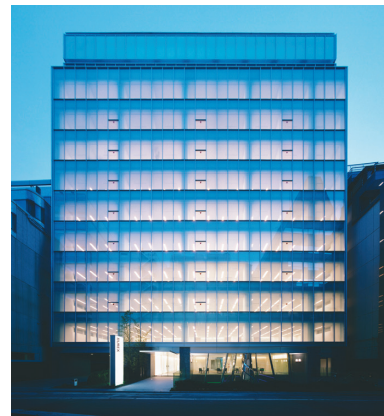
2020年4月から、相続の分野にこれまではなかった「配偶者居住権」が認められるようになることをご存知でしょうか。配偶者居住権とは、夫婦の一方が亡くなった場合、配偶者がそれまで住んでいた被相続人所有の自宅を相続しない場合であっても、自宅に住み続けることができる権利をいいます。これまでの民法の下では、相続財産として自宅以外の財産がない場合には、他の相続人との間で自宅を競売にかけるなどして遺産分割せざるを得ず、配偶者が自宅に住み続けたいと思っても自宅を取得できなかつたり、相続財産の中に預金があっても、配偶者が自宅の権利を取得した結果、それ以外は他の相続人が相続してしまい、生活費が配偶者に残らないという問題がありました。

新設の制度では、被相続人が生前に所有し、かつ配偶者が居住していた自宅に配偶者居住権が設定された場合には、自宅の所有権は、「配偶者居住権」と「それ以外の権利（配偶者居住権付きの所有権）」とに分けられることとなります。実際の遺産分割では、配偶者は、自宅について配偶者居住権を取得し、自宅以外の財産（預金や現金など）についても、配偶者の相続分の範囲内で相続することができます。一方、その他の相続人は、自宅については自宅の評価額から配偶者居住権の評価額を控除した残り（それ以外の権利）を相続し、残りの遺産について法定相続分の範囲内で相続することとなります。残された配偶者は、自宅に住み続けながら、預金などの遺産も相続することができるようになります。

また、2020年4月以降に作成する遺言で、配偶者居住権について記載できるようになります。なお、配偶者居住権は、相続が発生したときに自宅に住んでいた配偶者だけに認められ、仮に配偶者が亡くなった場合には消滅することに注意が必要です。

## 事務所移転のご挨拶

栗林総合法律事務所は、本年9月末に千代田区麹町に事務所を移転しました。新しい事務所は有楽町線の麹町駅や半蔵門線の半蔵門駅のすぐ近くになります。新しい事務所は日比谷の事務所のように公園に面した眺望があるわけではありませんが、1階にはコンセルジュが常駐しており、すべてのお客様をいったん受付で案内していただくようになっています。地下には、パニーノ・ジストというイタリアンのレストランも入っており、お昼時にはパニーノを食べながらお客様と打ち合わせをすることもあります。これからも従前と同様、日本の中小企業の皆様の経営をサポートする観点から、国際取引、企業法務、中小企業の海外展開支援を中心として、弁護士業務に注力してまいりますので、引き続きよろしくお願いたします。



「従業員支援プログラム(EAP)」のご案内  
Employee Assistance Program



従業員の皆様の悩みを解決し、企業の生産性向上に貢献します。

人手不足による新規採用が難しくなるなかで、現在会社で働く皆さんが健康で前向きに仕事に取り組んでいただけることは会社経営において極めて重要となっています。一方で、個々の従業員の中には、刑事事件、金銭にまつわる問題、離婚、相続、親の介護、精神疾患、交通事故、賃貸借など、日常生活の中で生じる様々な事情から仕事に集中できなくなっていることも少なくありません。従業員支援プログラムは、会社の福利厚生の一環として、法律相談その他の相談窓口をご提供し、日常生活における悩み事を解決し、会社の業務に集中できる体制を作っていこうとするものです。フォーチュン500企業の90%がEPAを導入しています。従業員支援プログラムについて詳しく知りたい方は、当事務所までお問合せください。

KSLO NEWS

第2回 国際取引セミナーのご案内

\*今回は、栗林がこれまで多く扱ってきた海外の企業との間で作成する英文の販売代理店契約書(Distributorship Agreement)の作成における注意点と、販売代理店契約が終了したときに、メーカーと代理店との間でどのような契約書を作成する必要があるのか、在庫や商標、仕掛中の案件の移管をどのようにするかなどについてお話しします。

テーマ	販売代理店契約(Distributorship Agreement)の締結と終了
日時	令和2年(2020年)1月30日 午後6時30分から
場所	栗林総合法律事務所(千代田区麴町3-5-2 ビュレックス麴町)
会費	無料 (懇親会参加者は、食事代5000円をお支払いください)

お申し込みはメールまたはお電話で



info@kslaw.jp



03-5357-1750

海外進出・英文契約・企業法務のご相談は栗林総合法律事務所へ

KURIBAYASHI SOGO  
栗林総合法律事務所



03-5357-1750

● 受付時間：9:30～18:00 ● 定休日：土日・祝日